

関西・関東保育園・認定こども園の職員利用実施要領

令和5年1月1日

総務部

児童福祉事業統括部

関西児童福祉事業部

関東児童福祉事業部

社会福祉法人日の出福祉会が運営する関西児童福祉事業部・関東児童福祉事業部の各保育園・認定こども園を職員が福利厚生の一環として利用する際の実施要領を定めます。

(1) 対象法人

社会福祉法人 日の出福祉会

社会福祉法人 博愛福祉会

医療法人社団 奉志会

(2) 利用対象者

税法上の扶養状況にかかわらず同一世帯にある※認定こども（3号・1号の満3歳児）を預ける必要がある対象法人の職員。

*これから入職する者も可。

※認定こども：保育園・認定こども園の入園条件である認定を各市町村から受けたこどもの事。本制度を利用するには、居住する市町村に申請し【3号・1号（満3歳児）】のいずれかの認定を受ける必要がある。

① 3号認定：認定申込みは各市町村。保育園・認定こども園入園に必要

0歳児～2歳児

保育に必要な事由に該当する必要がある

② 1号認定（満3歳児）：認定申込みは各認定こども園。認定こども園入園に必要

満3歳児（3歳の誕生日の翌月から入園可）

保育に必要な事由に該当する必要なし。

（認定こども園のみ入園可。保育園には入園できない）

(3) 利用可能保育園・認定こども園

① 関西児童福祉事業部

神戸市内：ふかえ虹こども園、おかもと虹こども園、かすみがおか虹こども園

明石市内：あかし虹保育園、北おうじ虹こども園、めいなん虹保育園

芦屋市内：いせ虹こども園

② 関東児童福祉事業部

戸田市内：とだ虹保育園、にいぞ虹保育園、こだま虹保育園

白岡市内：しらおか虹保育園、

さいたま市内：南よの虹保育園

葛飾区内：かなまち虹保育園

(4) 利用手順

①3号認定の場合：

- ア) 職員は居住する市町村へ認定申請書(3号の申請書)を、必要書類(詳細は各市町村に問い合わせください)を添付し提出する。(3号の申請書には第1希望に日の出福祉会が運営する上記保育園・認定こども園を記入すること)
- イ) 市町村から「認定決定通知書」が発行される。
- ウ) 職員は「認定決定通知書」(認定結果の明記されたもの・保育料の明記されたもの)の写しと「保育園・認定こども園利用申請書」と「**労働条件通知書兼雇用契約書(写し)**」を事業所へ提出する。
事業所は本部総務部へ提出する。総務部は名簿を作成して管理し、労務管理課へ提出する。
- エ) 職員と各保育園・認定こども園の間で、所定の手続きを経て利用開始する。

*入所保留通知が交付され、待機児童となった場合は、関西・関東保育園・認定こども園の一時保育利用実施要領(待機児童)についてへ。

②1号認定(満三歳児)の場合：

- ア) 職員は希望する日の出福祉会の認定こども園に「認定申請書」を提出する。「認定決定通知書」入園内定後「保育園・認定こども園利用申請書」と「認定決定通知書」を事業所へ提出する。事業所は本部総務部へ提出する。総務部は名簿を作成して管理し、労務管理課へ提出する。
- イ) 職員と各認定こども園の間で、所定の手続きを経て利用開始する。

*内定が下りなかったときは①3号認定の場合(3号認定を申請する)へ。

(5) 保育料補助の条件

- ① 週30時間以上勤務する常勤職員は3万円を上限に決定した利用者負担額保育料を保育料補助として支給する。
- ② 週20時間以上30時間未満勤務する職員は2万円を上限に決定した利用者負担額保育料を保育料補助として支給する。
- ③ 週20時間未満勤務する職員は1万円を上限に決定した利用者負担額保育料を保育料補助として支給する。
- ④ 毎年4月度の保育料支払済領収書を提示し、また、年度の途中で利用者負担額保育料が変更になった場合は、速やかに変更になった保育料支払済領収書写しを事業所から労務管理課へ提出する。労務管理課は総務部へ提出する。
- ⑤ 雇用契約を変更し、①②③の区分に変更がある場合は、「保育園・認定こども園利用申請書」を事業所から本部総務部へ再度提出する。
- ⑥ 職員が夫婦で法人に勤務している場合、按分して支給する。

(5) ①：②：③＝3：2：1の比率で計算し、按分する。(10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。)

按分計算したことにより補助金額が各雇用契約の補助上限金額に満たない場合で不利益となる場合は、再計算する。

- ⑦ 支給の範囲は第2子以降の子についても同様とする。
- ⑧ 第2子以降の産前産後休暇中または育児休業中に引き続ききょうだいを預ける場合の利用者負担額保育料については職員負担とする。職員が夫婦で勤務し、育児休業を取得する場合の具体的な按分方法については別表1を参照とする。(10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。)
職員は、産前産後休暇または育児休業を取得する際には必ず園へ連絡する。園は本部総務部へ連絡し、労務管理課は産前産後、育児休業の届出が出た時点で総務部へ連絡する。園、労務管理課、総務部で情報を共有する。
- ⑨ 届出が事実を生じた日の後で支給すべき金額を上回って支給した場合は、以降に支給される給与により精算する。
- ⑩ 保育料補助の支給開始は、届出が月の初日の時はその月から支給し、それ以外の場合は翌月から支給する。
- ⑪ 保育料補助は課税対象とする。

*1号認定の満三歳児の場合は預かり保育代を保育料補助として支給します。(認定こども園の幼稚園部分は無償化対象のため)

*保育料以外の諸費用については(食材費等)保育料補助の対象外です。

*該当の園に勤務する職員は、自身の所属園にこどもを預けることはできません。姉妹園でお申し込み願います。

*この利用実施要領は、上記法人の職員の認定こどもが各市町村の申請手続きに則り、職員が日の出福祉会の保育園・認定こども園を福利厚生の一環として利用するための要領です。

*問い合わせ先：総務部 藤井まで 080-7225-0065

関西・関東保育園・認定こども園の職員利用実施要領 別表1

職員が夫婦で法人に勤務し、育児休業を取得する場合の利用料補助額 按分方法
利用者負担額保育料が66,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 30 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	30,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	30,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 30 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	25,000円	25,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	30,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	10,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	10,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	20,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	20,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	20,000円	10,000円
A 出勤 B 育児休業	20,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	10,000円

A 育児休業 B 育児休業	なし	なし
---------------	----	----

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間未満勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	10,000円	10,000円
A 出勤 B 育児休業	10,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	10,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が30,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	22, 500円	7,500円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	10,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が20,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	13,330円	6, 670円
A 出勤 B 育児休業	20,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	10,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

参考

保育料補助上限金額

週 30 時間以上勤務	30,000円
週 20 時間以上 30 時間未満勤務	20,000円
週 20 時間未満勤務	10,000円

保育園・認定こども園利用申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人日の出福祉会が運営する保育園・認定こども園を福利厚生の一環として利用するための申請書を下記の通り届け出ます。

①

所属法人 :
所属事業所名 :
申込者（職員名） :
住所 :
電話番号 :
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員
②週20時間以上30時間未満勤務する職員
③週20時間未満勤務する職員

*本部記入欄	週	時間勤務	保育料補助金額	円
--------	---	------	---------	---

*夫婦で3法人に勤務する場合は、②も記入してください。

②

所属法人 :
所属事業所名 :
申込者（職員名） :
住所 :
電話番号 :
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員
②週20時間以上30時間未満勤務する職員
③週20時間未満勤務する職員

*本部記入欄	週	時間勤務	保育料補助金額	円
--------	---	------	---------	---

(1) 入園内定したこども

入園内定施設名	①ふかえ虹こども園 ②おかもと虹こども園 ③かすみがおか虹こども園 ④あかし虹保育園 ⑤北おうじ虹こども園⑥めいなん虹保育園⑦いせ虹こども園 ⑧とだ虹保育園⑨いぞ虹保育園⑩こだま虹保育園 ⑪しらおか虹保育園⑫南よの虹保育園⑬かなまち虹保育園 ⑭たいら虹保育園
認定こども氏名	平成・令和 年 月 日生
認定こども利用者負担額	円
保育認定	1号認定・2号認定・3号認定

***労働条件通知書兼雇用契約書(写し)を添付すること。**

以下の変更時にも必ず申請書を提出してください。

*年二回の保育料見直し時期

*雇用契約を変更し、①②③の区分に変更があった時

(参考)保育料無償化について

- ① 2号認定：3歳児～5歳児（3歳の誕生日以降到来する4月1日以降入園可）
幼児教育・保育の無償化により無償。
- ② 1号認定：3～5歳児
教育標準時間は無償化。
新2号認定を受けると預かり保育も無償化。
- ③ 1号認定の満3歳児：満3歳児
教育標準時間を超えて預ける場合は無償化にならない。
(預かり保育)

*保育標準時間と保育短時間

7:00 8:30 13:30 16:30 18:00 19:00

教育利用 (1号認定児)	お預かり保育 日額300円	教育標準時間	お預かり保育 日額 300円 月額4,000円	お預かり保育 日額200円	
保育利用 (2・3号標準)	保育標準時間(11時間)				延長保育 日額500円 月額4,500円
保育利用 (2・3号短時間)	延長保育 標準時間との 差額(各自)	保育短時間(8時間)		延長保育 標準時間との 差額(各自)	